

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

（食と暮らしの安全推進課）

一

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

（障害福祉課）

一

○農用地利用配分計画の認可

（農業振興課）

一

○海岸保全区域の指定

（水産業基盤整備課）

一

○海岸保全区域の変更

（同）

二

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定（二件）

（同）

二

○土地取用法に基づく土地の立入りの許可

（用地課）

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（四件）

（都市計画課）

三

○土地区画整理事業の終了の認可

（同）

四

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

（大河原地方振興事務所）

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

五

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年宮城県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

告 示

様式第五号備考中「戸籍の謄本又は抄本」を「戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県告示第六百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
〇四五二七〇〇六八五	あんじゅ 黒川郡大和町もみ じヶ丘一三三五一 九	放課後等デイサ ービス	合同会社おれ んじの羽	平成三十年五 月一日

○宮城県告示第六百四十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成三十年六月二十六日

○宮城県告示第六百四十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十六日

海岸の名称	沿岸名	地区
	漁港名	
三陸南沿岸	館漁港	館地区海
	海岸	

次に掲げる点から順次結んだ直線及びイ点と気仙沼市唐桑町館一四番地に設置した標柱の地点

リ点から一七度〇〇分四三・〇メートルの地点
 チ点から二五度〇〇分四三・〇メートルの地点
 ト点から二七度〇〇分四三・〇メートルの地点
 ヘ点から二八度〇〇分四三・〇メートルの地点
 ホ点から二九度〇〇分四三・〇メートルの地点
 ニ点から三〇度〇〇分四三・〇メートルの地点
 ハ点から三〇度〇〇分四三・〇メートルの地点
 ロ点から三〇度〇〇分四三・〇メートルの地点
 イ点から三〇度〇〇分四三・〇メートルの地点

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百四十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第三十二条第一項の規定により、平成二十九年宮城県告示第十百十八号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	地区
	漁港名	
三陸南沿岸	鶴ヶ浦漁港	鶴ヶ浦地区海
	海岸	

次に掲げる点から順次結んだ直線及びイ点と気仙沼市三ノ浜七五番の五地先に設置した標柱の地点

イ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ハ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ニ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ホ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ヘ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 チ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 リ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ヌ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ヲ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 カ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 コ点から一七度〇〇分一八七・〇メートルの地点

○宮城県告示第六百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により立入りを許可したので、

海岸の名称	沿岸名	地区
	漁港名	
三陸南沿岸	鶴ヶ浦漁港	鶴ヶ浦地区海
	海岸	

平成三十年六月二十六日宮城県告示第六百四十二号により海岸保全区域として指定した気仙沼市三ノ浜地内の鶴ヶ浦漁港区域のうち鶴ヶ浦漁港区域に接する区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百四十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年六月二十六日

海岸の名称	沿岸名	地区
	漁港名	
三陸南沿岸	館漁港	館地区海
	海岸	

平成三十年六月二十六日宮城県告示第六百四十一号により海岸保全区域として指定した気仙沼市唐桑町館地内の館漁港区域に接する区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百四十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年六月二十六日

海岸の名称	沿岸名	地区
	漁港名	
三陸南沿岸	館漁港	館地区海
	海岸	

レ点から一六度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 タ点から一六度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ソ点から一六度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ナ点から一六度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ラ点から一六度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 ウ点から一六度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 エ点から一六度〇〇分一八七・〇メートルの地点
 オ点から一六度〇〇分一八七・〇メートルの地点

同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 東北電力株式会社
- 二 事業の種類

広域連系南幹線新設、広域連系北幹線新設、新地火力線広域連系開閉所引込、常磐幹線広域連系開閉所引込及び広域連系開閉所新設

- 三 立ち入るうとする土地の区域

仙台市泉区福岡字照岡、字釜ノ沢及び字青木平並びに西田中字杭城山並びに青葉区芋沢字末坂、字蒲沢山、字畑前北及び字八前並びに大倉字古館、字塚田、字空堀、字館下、字窪田、字下窪、字狐森、字鳥谷峯、字藪畑、字大豆沢、字前原、字新田、字高畑、字根地木及び字橋本並びに熊ヶ根字赤沢山、字捻木、字関一番、字関二番、字関三番、字南、字前田及び字前原山並びに上愛子字大平並びに太白区秋保町長袋字黒森、字館ヶ澤及び字水上北並びに秋保町馬場字新川道、字愛宕裏、字北山、字横町、字芋生、字堤、字谷地、字田尻、字上ノ原、字向山、字鷹ノ巣及び字下久保

柴田郡川崎町大字本砂金字天形山、字峯天形山、字西森山、字井戸沢山、字西井戸沢山、字所夫字栃原、字迎栃原、字栃原山、字横根山、字滝倉山、字今倉及び字三森山並びに大字川内字茨山及び字百尋山並びに大字今宿字小銀沢山、字思ノ山、字シダ山、字西林沢山、字小屋沢、字櫻沢山、字梅樹沢山、字北沢山、字立石山、字葭沢山、字ススナゴ山及び字ススナゴ沢山並びに大字前川字大鳥屋山、字再拝山、字火の塚山、字松葉森山、字萱塚山、字藤株山及び字上腹帯

刈田郡蔵王町大字平沢字陣旗並びに大字円田字土浮山、字立沢前及び字釜沢並びに遠刈田温泉字八室、字八山及び大枝山並びに大字曲竹字鹿河原、字小野入、字青ノクキ、字丸沢山及び字上欠山並びに宮字荷駄山、字青麻下山、字願行寺、字願行寺山、字沢入及び字仏像山

白石市福岡深谷字炭ノ平、字萱転山、字大栗木、字大鹿野、字栃原山、字八森山、字間内山、字東沢、字芳ヶ沢山、字鍋倉山及び字六本木原並びに福岡八宮字大岩、字大岩下二番、字赤柴下、字川内、字上ノ台下、字上川内、字上ノ台前、字芹沢、字上ノ台、字平畑、字上ノ田、字大嶽岩下及び字大嶽並びに福岡長袋字上芹沢、字南部山及び字石淵並びに福岡蔵本字番小屋、字作屋山、字狐峯一番、字亀ヶ坂、字神楽石一番、字萱倉入、字追館、字神楽石二番及び字箱森並びに小原字深萱、字大四坊及び字菖蒲沢並びに大平中目字孫四郎沢山並びに斎川字西姥神、字西山、字新林山、字強清水、字獅子入、字上ノ南、字高畑山、字高島、字高畑前、字マミヤラ、字峠森屋敷、字峠森前、字山神前、字御案内屋敷、字館山、字上向山、字坊ノ入、字滝尻屋敷、字上山入前、字樋尻、字田神山、字滝尻向山、字滝尻山及び字東山並びに越河平字平合、字物見石及び字下金草

伊具郡丸森町字北原東、字日照田、字北原南、字荒屋敷、字大巻北、字大巻南、字立沢北、字小坊木北、字小坊木南、字柵林、字深田、字広平、字金成、字大高森、字塩ノ貝後、字角切、字塩ノ貝、字石釜、字空焼、字萱ヶ森、字砂田、字鳥木、字関場、字欠入上、字欠入前山、字峠上、字峠革踏石、字摺臼、字四重麦二及び四重麦三並びに耕野字嶽、字大場平下、字大場平上、字式段場、字山下東、字金井上、字金井中、字袖山、字土巻、字岩、字大釜西及び字大釜東並びに筆甫字下北山一、字下北山二、字下北山三、字古田、字川下一、字東山、字鷲平中、字鷲平上、字中下、字樋口、字下南山、字平場及び字石神東

- 四 立ち入るうとする期間 平成三十年七月九日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百四十六号
名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画用途地域
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）
○宮城県告示第六百四十七号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 閑上地区計画
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）
○宮城県告示第六百四十八号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 愛島台地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十九号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 トラックターミナル及び周辺地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百五十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の終了について認可した。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

名取市上余田土地区画整理事業

二 施行者の名称

渋谷商事株式会社

三 事業施行期間

平成二十八年七月八日から平成三十年九月三十日

四 施行地区

名取市上余田市坪の一部

五 施行認可の年月日

平成二十八年七月四日

六 終了認可の年月日

平成三十年六月二十日

○宮城県告示第六百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、柴田郡村田町菅生土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年六月二十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 千葉 隆 政

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十年四月一日	小山 昭一	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十四番地	理事
平成三十年四月一日	鈴木 健治	柴田郡村田町大字菅生字町西裏七番地	理事
平成三十年四月一日	北島 勝夫	柴田郡村田町大字菅生字三本木九番地	理事
平成三十年四月一日	高橋 洋一	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
平成三十年四月一日	高橋 睦男	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	理事
平成三十年四月一日	佐藤 芳廣	柴田郡村田町大字菅生字宮脇三十三番地	理事
平成三十年四月一日	小林 明弘	柴田郡村田町大字菅生字平四郎内一番地	理事
平成三十年四月一日	小林 孝吉	柴田郡村田町大字菅生字宮田二十番地	理事
平成三十年四月一日	大泉 修一	柴田郡村田町大字菅生字館五十四番地	理事
平成三十年四月一日	大泉 幸定	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷四十二番地	理事

二 退任した者

平成三十年三月三十一日	小林 平一郎	柴田郡村田町大字菅生字竜前九番地	理事
平成三十年三月三十一日	八 卷 永 久	柴田郡村田町大字菅生字町西裏十二番地一	理事
平成三十年三月三十一日	大 泉 幸 定	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷四十二番地	理事
平成三十年三月三十一日	佐 藤 竹 夫	柴田郡村田町大字菅生字折越四十三番地	理事
平成三十年三月三十一日	小 林 孝 吉	柴田郡村田町大字菅生字宮田二十番地	理事
平成三十年三月三十一日	小 林 明 弘	柴田郡村田町大字菅生字平四郎内一番地	理事
平成三十年三月三十一日	石 垣 幸 平	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十三番地	理事
平成三十年三月三十一日	高 橋 睦 男	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	理事
平成三十年三月三十一日	高 橋 洋 一	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
平成三十年三月三十一日	北 島 勝 夫	柴田郡村田町大字菅生字三本木九番地	理事
平成三十年三月三十一日	小 山 昭 一	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十四番地	理事

平成三十年四月一日	小林 公一	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	理事
平成三十年四月一日	小林 吉廣	柴田郡村田町大字菅生字原十八番地	理事
平成三十年四月一日	石 山 春 男	柴田郡村田町大字菅生字櫛挽五十八番地	理事
平成三十年四月一日	佐々木 健次	柴田郡村田町大字菅生字道海十二番地	理事
平成三十年四月一日	八 卷 健太郎	柴田郡村田町大字菅生字町東裏二十四番地	監事
平成三十年四月一日	小 林 秀 安	柴田郡村田町大字菅生字余柄八番地	監事
平成三十年四月一日	太 田 勝 夫	柴田郡村田町大字菅生字中細倉二十四番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の規定により開発許可があったものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

気仙沼市長磯牧通七十八番、七十九番一、百四十番一、百四十番二、百四十一番一、百四十一番二、百四十二番一、百四十二番二、百四十三番の一、百四十四番の一、百四十四番二の一、百四十五番の一、百四十六番の一、百四十七番の一、百四十七番二の一、百四十八番の一、百四十九番の一、百五十五番の一、百六十一番、百六十四番、百六十五番、百六十七番の一、同市長磯中原百七十六番の一、百七十七番の一、百七十八番の一、百七十八番二の一、百七十九番の一、百八十番の一、百八十一番二の一、百八十二番一の一、百八十二番二の一、二百十二番の一、二百四十一番の一、同市長磯二本松七十番一、七十番二、七十一

平成三十年三月三十一日	小林 公一	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	理事
平成三十年三月三十一日	石 山 春 男	柴田郡村田町大字菅生字櫛挽五十八番地	理事
平成三十年三月三十一日	佐々木 健次	柴田郡村田町大字菅生字道海十二番地	理事
平成三十年三月三十一日	八 卷 健太郎	柴田郡村田町大字菅生字町東裏二十四番地	監事
平成三十年三月三十一日	佐 藤 圭 司	柴田郡村田町大字菅生字余柄七十九番地	監事
平成三十年三月三十一日	太 田 勝 夫	柴田郡村田町大字菅生字中細倉二十四番地	監事

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

番、七十二番一、七十二番二、七十三番、八十九番、九十番の一部、九十四番、九十五番
宮城県